

令和6年度 職員の給与改定等（令和7年度向け）に係る交渉の概要

令和6年度遡及改定に係る交渉（[前回の概要はこちら](#)）で、引き続き交渉予定としていた令和7年度の給与を含むその他の勤務条件に係る交渉の概要は次のとおりです。

1 交渉団体

神奈川県職員労働組合連合協議会（県労連）

構成団体

神奈川県教職員組合
 神奈川県職員労働組合
 神奈川県高等学校教職員組合
 自治労神奈川県公営企業労働組合
 自治労神奈川県職員労働組合

2 交渉回数

令和6年12月11日から令和6年12月23日まで 9回

3 県の提案及び県労連の主張と合意内容

項目	県の主な提案	県労連の主な主張	合意内容
給与カーブの見直し			
地域手当	人事委員会勧告を実施するとすれば、勧告に基づき、令和7年度の支給率を12.45%に改定する。	—	支給率を12.45%に改定する。 (令和7年4月1日適用)
給与制度のアップデート			
給料表	人事委員会勧告を実施するとすれば、勧告に基づき給料表を改定する。	—	給料表を改定する。 (令和7年4月1日適用)
扶養手当	人事委員会勧告等を踏まえて、扶養手当の支給額を次のとおり改定したい。 配偶者:廃止 子:一律1万3,000円 配偶者及び子以外の扶養親族:6,500円 「特定期間」の子に係る加算:5,000円 (令和7年4月1日適用。令和7年4月1日～令和8年3月31日までの間は特例措置を設けることとしたい。)	配偶者に係る手当について、働きたくても働けない方、病気や介護などで働けない方もいる。「配偶者」ということだけで廃止した場合、子がない職員は減額だけとなり、マイナスとなる配慮を強く求める。	扶養手当の支給額を次のとおり改定する。 配偶者:廃止 子:一律1万3,000円 配偶者及び子以外の扶養親族:6,500円 「特定期間」の子に係る加算:5,000円 (令和7年4月1日適用。令和7年4月1日～令和9年3月31日までの間は特例措置を設ける。)

項目	県の主な提案	県労連の主な主張	合意内容
通勤手当	人事委員会報告に基づき、通勤手当の支給額について、1箇月当たりの通勤手当の上限額を15万円としたい。また、新幹線等に係る通勤手当について、育児介護等のやむを得ない事情により転居した者に対しても支給する等、要件を緩和したい。	新幹線等に係る通勤手当について、障がいのある職員には通勤距離、通勤時間の要件の適用を除外すべき。	通勤手当の支給額について、1箇月当たりの通勤手当の上限額を15万円とする。また、新幹線等に係る通勤手当について、育児介護等のやむを得ない事情により転居した者に対しても支給する等、要件を緩和する。 (令和7年4月1日適用)
単身赴任手当	人事委員会勧告を実施するとすれば、採用に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居、単身で生活する職員に対しても、単身赴任手当を支給する。	—	採用に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居、単身で生活する職員に対しても、単身赴任手当を支給する。 (令和7年4月1日適用)
再任用職員の諸手当(住居手当等)	人事委員会勧告を実施するとすれば、再任用職員に対して、住居手当、特勤手当、へき地手当及び寒冷地手当を支給する。	常勤職員と同様に手当を支給すべき。	再任用職員に対して、住居手当、特勤手当、へき地手当及び寒冷地手当を支給する。 (令和7年4月1日適用)
主な諸制度の見直し			
フレックスタイム制度	育児・介護職員を対象に週休3日制を本格導入することとしたい。	学校現場でも実施ができるよう配慮すべき。	育児・介護職員を対象に週休3日制を本格導入する。 (令和7年4月1日適用)
子の看護休暇	子の看護休暇について、新たに「学級閉鎖等における子の世話」「子の行事参加」を取得事由としたい。また、名称は「子の看護等休暇」としたい。	取得事由を拡大することは良いが、取得日数も増やすべき。	名称を子の看護等休暇に改め、現行の取得事由である「子の看護」に加え、「学級閉鎖等における子の世話」「子の行事参加」も追加する。なお、取得日数は現行のままとする。 (令和7年4月1日適用)
年次休暇等の休暇の付与時期の変更	暦年で付与する年次休暇等について、年度付与へ見直すこととしたい。	年度付与へ変更することにより、取得率が低下しないよう取得促進策も併せて検討すべき。	暦年で付与する年次休暇等について、年度付与とする。 (令和8年4月1日適用)

項 目	県の主な提案	県労連の主な主張	合意内容
会計年度任用 職員の休暇	私傷病に係る特別休暇については全日数有給化し、不妊治療休暇、育児参加休暇、配偶者等出産休暇については勤続・任用期間に係る取得要件を廃止したい。	常勤と異なる休暇・休業制度については同一労働同一賃金の観点から改善すべき。	私傷病に係る特別休暇については全日数有給化し、不妊治療休暇、育児参加休暇、配偶者等出産休暇については勤続・任用期間に係る取得要件を廃止する。 (令和7年4月1日適用)